

仕 様 書

1. 職 種 一般事務
2. 就業場所 (公財) 東京都中小企業振興公社 企画管理部企画課
(東京都千代田区神田佐久間町1-9)
3. 派遣期間 平成30年4月1日から平成30年6月30日まで
4. 性 別 問わず
5. 勤務形態
 - (1) 勤 務 日 数 月20日程度 (週5日程度)
 - (2) 勤 務 時 間 9:00~17:45 (実働7.75時間)
休憩時間 12:00~13:00
 - (3) 休 業 日 土・日・祝日、年末年始
 - (4) 時間外勤務 月5時間程度
6. 業務内容
 - (1) 公社広報誌および広告誌の制作、編集、発行に関する業務
 - ①社内、委託業者、掲載企業、関係機関等と調整し、以下の業務を行う
 - ・表紙、誌面レイアウト作成
 - ・台割作成
 - ・編集、校正業務
 - ・新規広告の制作
 - ・申込み管理
 - ②年次、月次のスケジュール管理を行う
 - ③配送、配布に係る業務および不着物の処理対応を行う
 - ④納品データおよび現物在庫の管理を行う
 - (2) その他広報業務
 - ①社内広報会議 (年4回開催) に関する資料作成業務
 - ②公社発行物・制作物の在庫管理、発送・配架業務
 - (3) 庶務等事務作業
 - ①電話応対に関する業務
 - ②公社保有の顧客システムへの情報入力業務
7. 必要条件
 - (1) 上記6に示す業務内容を適切に遂行できる能力を有すること
 - (2) 一般的なビジネスマナーを身に付けていること
 - (3) イラストレータ、ワード、エクセル等を用いて、制作・編集する能力を有すること
 - (4) 高齢者及び障がい者等に対し適切に対応できること
 - (5) 派遣社員または正社員として1年以上実務経験を有すること
 - (6) 雑誌等の編集業務に1年以上従事する経験を有すること

8. 暴力団等排除に関する特約事項

暴力団等排除に関する特約事項については、別紙に定めるところによる

9. その他

上記のほか、本仕様書に定めのない事項については公社と受託者で協議の上、定めるものとする。

受託者は本仕様書に基づき業務を履行するものとし、公社は受託者の派遣労働者が業務の遂行にあたり、著しく不適切と認められる場合には、その理由を示した上で受託者に対して当該派遣労働者の変更を要求できることができ、この場合受託者は正当な理由のない限り公社の要求に応じて当該派遣労働者を変更するものとする。

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をすること。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。